

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>滋賀県史編さん大綱（案）</b></p> <p><b>第1 趣旨</b> この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2 目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>交通の要衝として今も多くの人の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。</u>本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことに寄与する。</li><li>2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、<u>子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝える。</u></li><li>3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。</li></ol> <p><b>第3 方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。</li><li>2. <u>最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。</u></li><li>3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、<u>県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンなどの情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。</u></li><li>4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、<u>積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。</u>また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。</li><li>5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、<u>参加のもとに進められるよう取り組む。</u><u>その際、県民が地域の伝承や習慣などについて情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を提供する。</u></li></ol> <p><b>第4 県史の構成</b> 滋賀県誕生から150年に当たる令和4年までを主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略的に叙述した概説および写真・地図等による図録により構成されるものとする。</p> <p><b>第5 期間</b> 県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>滋賀県史編さん大綱（素案）</b></p> <p><b>第1 趣旨</b> この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2 目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本県は、古くから多くの人の往来があり、滋賀の文化を守りつつも外部から新しい風を取り入れ、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。これまでの本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、その歴史を学ぶことに寄与する。</li><li>2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、<u>子供を含む後世の幅広い世代に伝える。</u></li><li>3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。</li></ol> <p><b>第3 方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 滋賀県の歴史的な変遷を日本および世界の歴史的な流れの中に位置づける。</li><li>2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、公文書等の一次資料等に基づき整理を行い、高度な学術研究の水準を持つものとする。</li><li>3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、インターネットやスマートフォンなどのICTも活用し、県史へのアクセス性にも配慮する。</li><li>4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。</li><li>5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力のもとに進められるよう取り組む。</li></ol> <p><b>第4 県史の構成</b> 県史は明治維新から滋賀県誕生150年に当たる令和4年までを主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略的に叙述した概説および写真・地図等による図録により構成されるものとする。</p> <p><b>第5 期間</b> 県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。</p>

新	旧
<p><b>第6 組織</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項についての検討を行うため、滋賀県史編さん会議を置く。</u></li><li>2. <u>県史の編集を行い、専門部会間の調整を図るため、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成される県史編集会議を置く。</u></li><li>3. <u>専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行うため、専門部会長および執筆委員で構成される専門部会を県史編集会議に置く。</u></li><li>4. <u>専門部会は、政治・行政・社会運動（戦前）、同（戦後）、環境・琵琶湖、産業・経済、社会・福祉、教育・文化の6部会とする。</u></li><li>5. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、<u>普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。</u></li></ol> <p><b>第7 県民への情報提供等</b></p> <p>県史の編さんにあたっては、県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を、ホームページでの公開やニューズレターの発行、<u>講演会の開催などにより広く県民に提供する。</u> <u>また、資料所有者の意向に配慮しつつ、公文書館において新たに収集した資料の活用努めるとともに、郷土史研究の成果などの投稿も募り、県史の叙述の根拠となる学術水準の向上を図る。</u></p> <p><b>第8 その他</b></p> <p><u>この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な事項は別に定める。</u></p>	<p><b>第6 組織</b></p> <p>県史の編さんに当たって、滋賀県史編さん委員会、県史編集委員会、専門部会および滋賀県史編さん事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 滋賀県史編さん委員会は、県史の編さんに関する重要事項を審議する。</li><li>2. 県史編集委員会は、編集委員長、副編集委員長および専門部会の長で構成され、県史の編さんに関する企画および専門部会間の調整を行う。</li><li>3. 専門部会は、専門部会長および専門知識を有する学識者で構成され、各分野について県史編さんに関する企画および必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。</li><li>4. （専門部会の担当分野・総数について）</li><li>5. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、事業全般の庶務等を行う。</li></ol> <p><b>第7 県民への情報提供等</b></p> <p>県史の編さんにあたっては、県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を、ホームページでの公開やニューズレターの発行などにより、広く県民に提供する。</p> <p><b>第8 委任</b></p> <p>この大綱に定めるもののほか、県史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。</p>